

東京都第三建設事務所は、都市計画道路補助線街路第133号線(成田東区間)(以下、「成田東」といいます。)の「事業概要及び測量説明会」を、令和元年11月14日に杉並区立杉並第二小学校で、同月16日に杉並区立東田中学校で開催し、延べ340名の出席を頂きました。

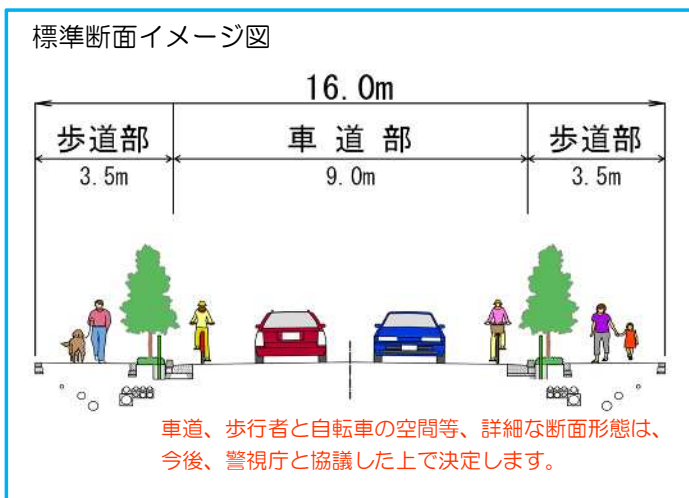
ご多忙のなか、お越しいただきありがとうございました。この度、「成田東だより」を刊行し、事業に関する情報をお知らせしていきたいと考えております。本号には説明会でお知らせした事業の概要や当日の主なやりとりなどについて掲載しております。

1 補助133 成田東整備事業の概要

補助第133号線は、世田谷区桜丘一丁目から板橋区赤塚六丁目へ至る延長約15.9kmの都市計画道路で、南北方向のネットワークを構成する重要な道路です。現在、新青梅街道の北側や西武新宿線・鷺ノ宮駅の南側、杉並区内では早稲田通りの北側で事業を進めています。

成田東は、五日市道路の善福寺川緑地公園前バス停付近を起点に、青梅街道の杉並区役所前交差点へ至る延長890mの区間です。本区間には、幅員9mの車道部(往復2車線)と、その両側に幅員3.5mの歩道部を設ける予定です。

2 事業区間の位置・構造



3 これまでの経緯

成田東は、平成 28 年 3 月に東京都と特別区、26 市 2 町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、今後 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）で優先的に整備すべき路線として選定されました。

優先整備路線の公表まで

- ・平成27年5月 「中間のまとめ」の公表
- ・平成27年12月 「整備方針(案)」の公表
- ・平成27年12月から翌年2月 意見募集
- ・平成28年3月
「東京における都市計画道路の整備方針
(第四次優先整備路線)」の公表

①必要性の検証

第四次事業化計画において、『**交通処理機能の確保**』『**延焼遮断帯の形成**』の観点から都市計画道路の必要性を確認しています。

②優先整備路線の選定

必要性を確認した都市計画道路から、重要性、緊急性を考慮し、『**地域の安全向上**』の観点から、優先整備路線に選定しました。

4 整備目的

目的1 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保

成田東地区では、歩行者と自動車等が混在しており、すれ違い等の際に安全に通行しにくい状況が見受けられます。このため、歩行者・自転車・自動車が通る空間を分けた道路を整備し、「安全・安心に利用できる道路空間」を確保します。



成田東地区の道路

目的2 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行の確保

成田東地区には、防災関連施設として避難場所（善福寺川緑地や和田堀公園（西地区））や震災救援所（東田中学校、杉並第二小学校等）の他、近傍には緊急医療救護所（河北総合病院）や杉並区役所、杉並消防署等も位置します。これら施設をつなぎ防災活動を支援するとともに、安全な避難経路を確保します。また、延焼遮断帯の形成にも寄与し、地域の防災力向上が期待できます。



目的3 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出

快適な都市生活は、電力・通信等の供給を受けることで支えられていますが、電柱が倒壊した場合、電力・通信等が途絶するだけでなく、倒れた電柱や電線類が道を塞ぎ、復旧作業や避難の支障となります。電線類や他のライフラインを地中へ埋設し、街路樹を植栽することで良好な都市空間を創出します。

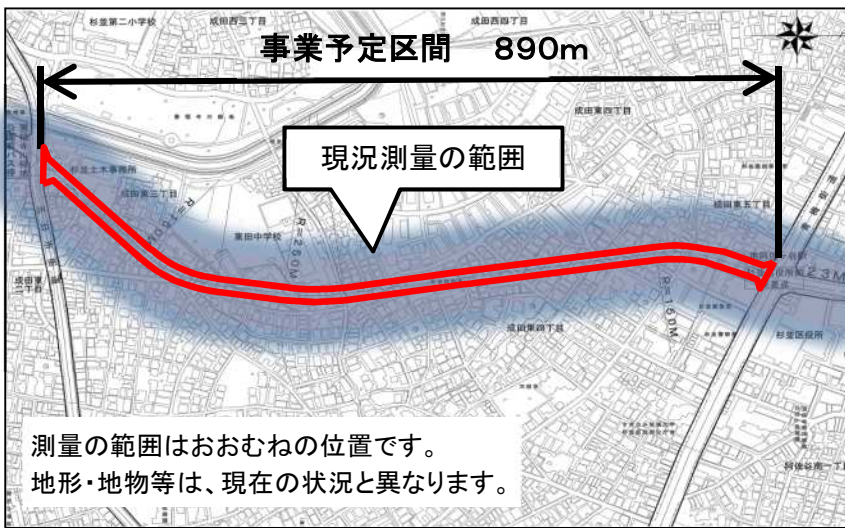


無電柱化の事例（五日市街道）

5 測量作業

測量作業には、現況の地形や建物の位置等と都市計画線の位置関係を明らかにする「現況測量」と用地取得に係る「用地測量」の2つがあります。

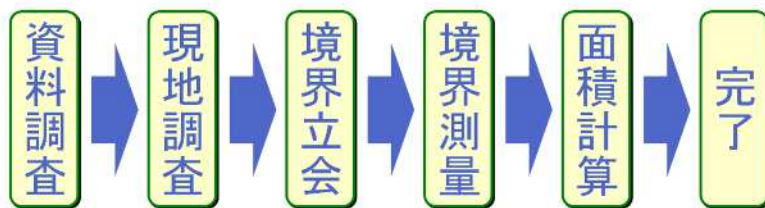
現況測量作業の範囲



■ 現況測量

都市計画道路の予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を測量し、現況の地形を表す平面図を作成します。その平面図に都市計画線を書き入れて位置を明らかにするとともに、現地には計画道路の位置を鉄や杭で標示します。

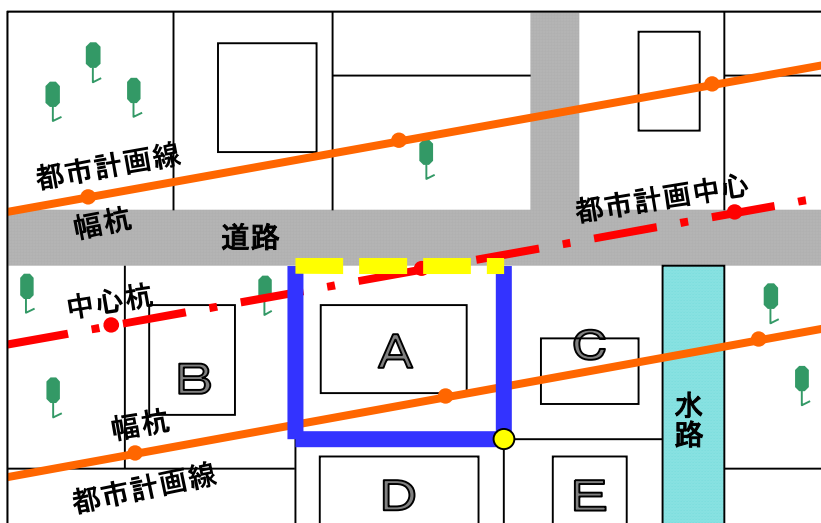
用地測量の流れ



■ 用地測量

都市計画道路にかかる土地について、関係権利者と現地で立会い、隣接する土地との境界を確認します。境界確認に基づき土地を測量し、用地取得に必要な土地の面積を算出し図面を作成します。

境界立会の例

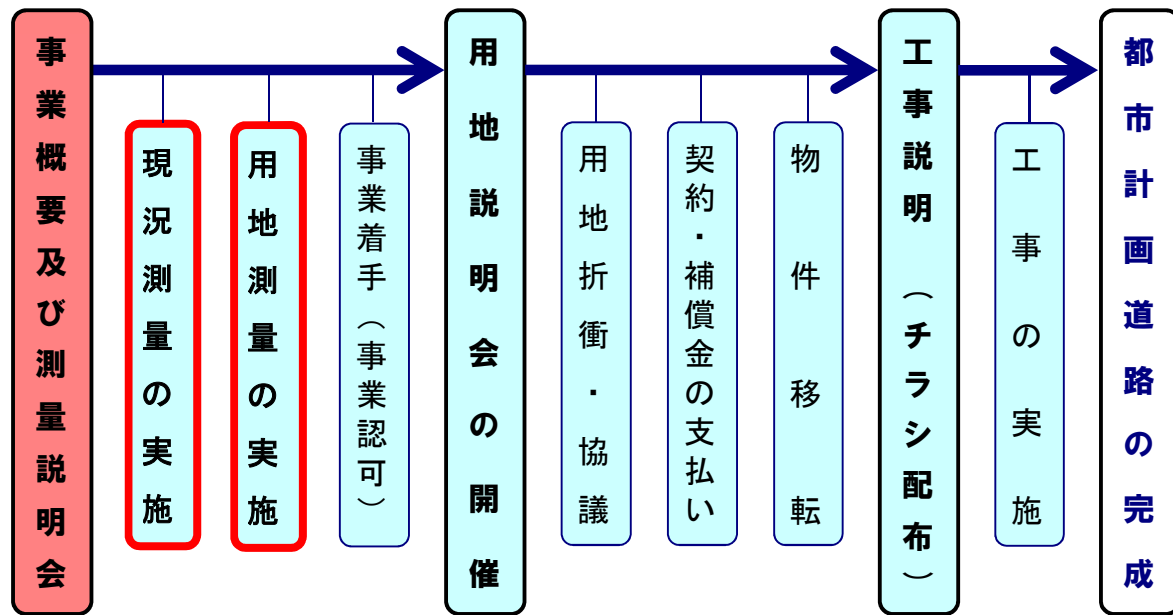


■ 境界立会

左図のとおり、Aさんの境界立会には、BさんとCさんに加え、計画線にかかっていないDさんとEさんにも、立会をお願いすることになります。また、黄線で示す前面道路との境についても立会が必要となります。

6 事業の進め方

事業は、以下の手順で進めていきます。昨年11月開催の「事業概要及び測量説明会」は、一番左の項目に該当し、現況測量と用地測量を概ね2年程度かけて実施していきます。



- ◆ 事業概要及び測量説明会：令和元年11月14日及び16日開催
- ◆ 現況測量：令和元年12月着手
- ◆ 用地測量：現況測量完了後に着手
- ◆ 事業着手：国から認可の告示をもって事業に着手
- ◆ 用地説明会：事業認可の告示後、用地取得の対象となる皆さまへ具体的な補償等を説明
- ◆ 用地折衝～物件移転：個別折衝を経て、双方合意の後、契約締結、家屋等の物件を移転
- ◆ 工事説明：工事を始める前に工事場所の近隣にチラシ等を配布してお知らせ

7 説明会の主なやりとり

「別紙」のとおり、説明会の主なやりとり（要旨）を同封しております。

【問合せ先】

令和元年度
登録9号

■ 事業計画や測量に関する問合せ

東京都第三建設事務所 工事第一課 渉外担当 03-3387-2102
測量担当 03-3387-5362

■ 用地取得の進め方や公共補償に関する問合せ

東京都第三建設事務所 用地課 調整担当 03-3387-5135

住所 〒164-0001 中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎2階

URL <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/sanken/index.html>



再生紙を使用しております。

7 説明会の主なやりとり（要旨）

注） 他の質問項目については、第三建設事務所のホームページに掲載している「議事要旨」を参照してください。

■ 今後の予定について

質問 1： 事業の決定、移転など、今後の予定が分からない。

回答 1： 事業説明会の後、概ね 2 年間測量作業を実施します。その後、国から事業認可を取得し事業着手となり、関係する方々を対象に用地説明会を開催し、その後個別折衝を進めていきます。用地取得に係る契約が成立した後、補償金をお支払いし家屋等の移転をして頂くこととなります。

■ 測量について

質問 2： 測量への協力は任意か。測量を拒否した場合、法的措置があるのか。

回答 2： 測量を拒否された場合、個々に事情をお聞かせ頂き、ご協力頂けるよう努めます。仮に、ご協力いただけない場合には、土地収用法の定める手続きによる対応を含め検討することもあり得ますが、まずは測量へのご協力をお願いします。

■ 将来のまちづくりについて

質問 3： 沿道の用途地域の見直し等、将来の土地利用は今と変わるのか。

回答 3： 杉並区では、まちづくり基本方針における当地域の基本方針（沿道について景観形成や防災機能の強化、生活利便性や周辺住環境に配慮した用途規制、高さ制限等きめ細かな土地利用を図る）を踏まえ、今後、東京都や関係機関とともに検討していきます。

■ 用地補償について

質問 4： 土地の大半が計画線内にある場合、土地が少し残っても困る。

回答 4： まずは現況測量を行い、どの程度の面積の土地が残るのか、確定したうえで、今後、ご相談させてください。土地が小さくなったこと、形状が悪くなったことに対しては、基本的に金銭による補償を考えております。残った土地をお隣の方が買われることもございますので、ご要望があれば東京都で橋渡しをすることができます。

■ 本日の説明会について

質問 8 : 本日の説明会の法的根拠は。

回答 8 : 都市計画法第 66 条（事業の施行について周知させるための措置）には、事業者は、事業認可の告示後、事業の概要等について説明会を開催し、事業地付近の皆様との協力を得るよう努める旨規定されています。東京都では、皆様のご協力を得られるよう認可告示の前に説明会を開催しております。

質問 10 : 本日の説明会の開催通知の配布範囲について。

回答 10 : 今回、計画線、計画線周辺の土地や建物を含め、概ね 100m の範囲を測量することから、この範囲に配布させて頂きました。

■ 第四次事業化計画等について

質問 11 : 昭和 41 年に都市計画を変更してから現在に至るまで何もしていなかったのに、第四次事業化計画の優先整備路線で選定された理由は。

回答 11 : 東京都では、計画的・効率的な都市計画道路の整備のため、概ね 10 年間で優先的に整備する事業化計画を、昭和 56 年の第一次、平成 3 年の第二次、平成 16 年の第三次と過去 3 回策定しました。平成 28 年に策定した第四次事業化計画では、未着手の都市計画道路の必要性を検証し、優先整備路線を選定しています。成田東区間は、「交通処理機能の確保」「延焼遮断帯の形成」の項目に該当し、主に「地域の安全性向上」の観点から優先整備路線に選定しています。

■ その他

質問 23 : 説明会で用いた資料等をホームページ等で公開して欲しい。

回答 23 : 説明会で用いた資料等を第三建設事務所のホームページに掲載します。また「成田東だより（仮称）」を発行する等、引き続き皆様への情報提供に努めてまいります。

※ 今後、説明会の補足説明で使用した補助スライドは、「成田東だより Vol.2」にてお知らせするとともに、第三建設事務所のホームページに掲載します。（2 月末予定）